

北極圏国における入国制限措置の現況

国立極地研究所
国際北極環境研究センター作成
更新日：2021年10月27日
赤字：更新箇所

国・地域 および施設	日本からの 渡航者や日 本人の入国 または入域 ※2	日本のワク チン接種証 明書の有効 性	入国制限および例外的に入国できる者の条件	入国者に対する検疫措置	最新情報の 更新日	詳細
国						
ノルウェー	×	無効	【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（ノルウェー）10月23日更新】 入国制限・自己隔離措置対象国（地域）の変更（色分けの変更） 10月25日（月）午前0時より、各国・地域の色分けは以下のとおりとなる予定です。なお、日本は、引き続き「ライトグレー（その他の国（地域）」）に指定されていますが、検疫措置の詳細は（参考3）をご参照ください。また、北欧各国は地域毎に色分けがされているため、詳細は（参考1）及び（参考2）でご確認ください。 ○「緑」：イタリヤ、マルタ、サンマリノ、スペイン、バチカン ○「オレンジ」：アンドラ、フランス、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ポルトガル、チェコ、スイス ○「赤」：ベルギー、ブルガリア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、ルクセンブルク、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、オーストリア、キプロス、オランダ、ポーランド ○「濃い赤」：エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロベニア、イギリス ○「紫」：クウェート、ニュージーランド、カタール、サウジアラビア、台湾、バーレーン、UAE、韓国（参考1）今発表の詳細は、以下のプレスリリースをご参照ください。 入国制限・自己隔離措置対象国（地域）の変更（10月22日付） https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/endringer-i-innreiseregler-for-land-og-omrader2/id2879088/ （参考2）FHIの感染状況基準を満たす国及び地域（各国・地域の色分け）の最新情報は以下のFHIホームページの地図をご参照ください（但し、22日現在、上記の発表に伴う変更は反映されておらず、毎週日曜日深夜に更新される予定です）。 https://www.fhi.no/en/op/novel-coronavirus-facts-advice/facts-and-general-advice/entry-quarantine-travel-covid19/ （参考3）色毎の入国制限措置及び自己隔離措置の基準概要等は、以下を参照ください。なお、日本は「ライトグレー（その他の国（地域）」）に指定されています。 https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00551.html 24日、ソールベルグ首相他は記者会見を開き、ノルウェーへの入国制限を段階的に緩和する旨を発表したところ、その後発出された法務公安省プレスリリースの概要は以下のとおりです。なお、日本は、下記「紫」の国でないことから、依然、入国制限対象国となっています。 第一段階（9月25日（土）16時から適用） （1）全てのEEA、英国及びスイス居住者（同地域・国に居住する第三国民を含む）は、ノルウェーへの入国が許可される。 （2）また、EUのいわゆる第三国リストのうち、ノルウェー公衆保健研究所（FHI）がより軽度の制限で足りると判断する国・地域（「紫」の国・地域）からのノルウェーへの入国が許可される（※日本は、依然として入国制限対象国となっています）。 （3）「オレンジ」の国・地域からの渡航者につき入国後の自己隔離措置が廃止される。自己隔離措置は、赤、濃い赤、紫及びグレー（その他の第三国）からの入国者に適用されることとなる。 （4）18歳未満の者を対象に、自己隔離措置が廃止される。自己隔離措置が必要な地域からの入国者（18歳未満の者）については、国境での検査が引き続き義務付けられる。また、入国3日後の検査が推奨される。 （5）自己隔離措置が必要な地域から入国する成人は、入国3日後のPCR検査で陰性となれば自己隔離を解除できる。入国7日後のPCR検査義務要件は廃止される。 （6）自己隔離ホテルの滞在義務は廃止され、自己隔離を行う場所が無い者への任意提供に変更される。本措置適用時に隔離ホテルに滞在している者は、希望すれば、隔離ホテルでの隔離措置を継続できる。 （7）入国前の検査義務は廃止される。 （8）緑又はオレンジの国・地域からの入国者について、国境での検査義務は廃止される。自己隔離措置が必要な地域からの入国者については、引き続き国境での検査が義務づけられる。 （9）有効な証明書類を所持する全てのワクチン接種完了者は自己隔離及び検査義務を免除される。 【ノルウェー移民局（UDI）情報】 上記の他、UDIはスバル/VLに永住する外国人、仕事やスバル/VLの住居へ往來するため、ノルウェー本国を経由する外国人に対し、雇用や目的を文書化できることを条件に、例外的な入国を許可しています。ノルウェー移民局（UDI）スバル/VL渡航者について<https://www.udi.no/en/about-the-corona-situation/i-am-abroad/residing-in-a-country-outside-the-eu-eea-schengen/#link-19328> ※研究目的でスバル/VL諸島ニールスンへ渡航する方は、渡航目的が明記された在職証明書およびサポートレター（通常はノルウェー極地研究所発行）により例外的な入国が許可されます。ただし、最終的な入国可否はノルウェー当局により判断されます。	【外務省海外安全HP（ノルウェー）10月26日更新】 全ての外国人は、原則として入国時に出発前24時間以内に受検したPCR又は抗原検査の陰性証明書を提示する必要がある。原則として隔離義務の生じる地域（日本を含む。）からノルウェーに入国する者は、国境検問所にて新型コロナウイルスの検査を受検しなければならない（検査は無料。）。また、早くとも入国3日後にPCR検査を受検し、陰性となるまで自己隔離を行う必要がある（日本を含む一部の国からの入国の場合は、自己隔離は自己隔離用ホテルで行わなければならない。）。2度のワクチン接種後1週間が経過した者又は過去6か月間に新型コロナウイルスに感染した者は、陰性証明書の提示及び自己隔離が免除となる。ワクチン接種済の記録又は罹患歴をQRコードで証明することが条件となる（※）。 また、全ての入国者は、氏名、連絡先情報、自宅待機場所、雇用者情報等を登録フォームに記入の上、入国時に紙で提出、又はオンライン（https://www.regjeringen.no/en/topics/koronavirus-covid-19/travel-to-norway/id2791503/）で登録する必要がある（大人と一緒に渡航する16歳未満の子供等、一部例外あり。）。なお、入国登録を怠った場合、正当な理由がなければ罰金が科せられる可能性がある。 ※なお、上記防疫措置の免除・緩和について、QRコード付きのノルウェーのコロナ証明書及びEUの新型コロナウイルス証明制度に連携した証明書のみが認められており、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書は認められていない。 【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（ノルウェー）10月2日更新】 1 ノルウェー政府は10月6日（水）零時より、ノルウェーに越境するすべての国境検問所を再開することを決定した。（当館注：コロナウイルス感染防止対策のための入国規制・国境での検査等の厳格化により、これまで、通行できる国境検問所数を制限されていました。） 2 国境で検査を受ける義務がある者は、原則として引き続き検査を受けなければならない。もし、国境に検査所が設けられていない場合や検査所が閉まっている場合には、当該者は到着後24時間以内に可及的速やかに抗原簡易検査を公的な検査所で受検しなければならない。右変更は10月6日（水）零時より適用される。 3 検査所が設置されている国境においては今後も国境での受検が必要となる。例えば、国際便の運航があるすべての空港やスヴィーネスン（Svinesund）やストールスコーグ（Storskog）の国境検問所がこれに該当する。 4 自己隔離義務が生じる国・地域から入国する、承認されたデジタルコロナ証明書を所有しない者は、原則として検査を受ける必要がある。	10月26日	外務省 海外安全HP大使館からの安全情報（ノルウェー）入国制限 外務省 海外安全HP大使館からの安全情報（ノルウェー）入国制限の緩和 外務省 海外安全HP大使館からの安全情報（ノルウェー）検査義務の一部変更 外務省 海外安全HP（ノルウェー） ノルウェー移民局（UDI）

アイスランド	×	無効	【外務省海外安全HP（アイスランド）10月26日更新】 以下の者を除き、日本からの必要不可欠でない渡航（※1）は原則禁止する。 ア 有効なワクチン接種証明書（※2）又は新型コロナウイルス感染歴証明書の所持者 イ アイスランド、EEA/EFTA、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン、英国居住者 ウ アイスランド居住者と交際関係にある者 ※1 「必要不可欠な渡航」の詳細については以下HP参照。 <https://www.logreglan.is/english/regarding-travel-restrictions-to-iceland-as-a-result-of-covid-19/> ※2 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。	【外務省海外安全HP（アイスランド）10月26日更新】 全渡航者に対して、渡航前の指定サイト（https://visit.covid.is/）での事前登録に加え、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書（※1）の提示、空港でのPCR検査及び入国から5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書（※2、※3）又は感染歴証明書を持する者について、入国から5日後の再検査及び2回目の検査までの自己隔離は措置の適用外となる。 ※1 氏名、生年月日、検査日及び証明書の発行日、検査が行われた場所の住所、証明書の発行元の機関名及び電話番号、検査の種類（PCR検査又は抗体検査（ELISA/serologic assay））並びに検査結果が英語、アイスランド語、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語のいずれかで記載されている必要がある。また、2回目のワクチン接種日から2週間経過している必要がある。 ※2 詳細は<https://www.landlaeknir.is/um-embaettid/greinar/grein/item44162/Certificate-of-vaccination-against-COVID-19-accepted-at-the-border>を参照。 ※3 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。 【在アイスランド日本国大使館7月19日情報】 アイスランド政府は19日、ワクチン接種済みであっても、すべての旅行者に対しフライト出発前72時間以内に実施したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提出を、27日から義務付けると発表しました。 詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。 アイスランド政府 <https://www.government.is/news/article/2021/07/19/COVID-19-test-certificate-required-before-departure-for-vaccinated-travellers/> 【アイスランド政府9月29日情報】 10月1日現在の国境制限 アイスランドと関係のある旅客は、COVID-19の陰性証明を国境で提示する必要がなくなる。しかし、ワクチン接種状況に関わらず、到着したら受検する必要がある。アイスランドと関係のないワクチン接種済みの旅客は、到着時の受検の代わりに72時間以内に受検したCOVID-19の陰性証明を提示する必要がある。もし、ワクチン未接種である場合は5日間の隔離の間に2回受検する必要がある。ワクチン完全接種者は感染歴証明書を持つ者と同じ規則が適用される。全ての渡航者は指定サイト（https://visit.covid.is/）で事前登録する必要がある。	10月26日	外務省 海外安全HP (アイスランド) 在アイスランド 日本国大使館 アイスランド 政府
--------	---	----	---	--	--------	---

スウェーデン	×	無効	【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（スウェーデン）9月18日更新】 1 日本からの入国禁止措置の再開 （1）スウェーデン政府による日本からスウェーデンへの入国禁止措置に関しては、6月14日に解除されていましたが、9月20日（月）から、再び入国禁止措置が適用されることになりました。これにより、入国禁止措置の免除事由がない場合には、日本の住民が日本からスウェーデンに入国することはできなくなります。現在のところ、入国禁止措置は10月31日まで適用されることとなっています。 （2）第三国の国民（EU／EEA諸国以外の国民）であっても、スウェーデンに滞在許可を有する者、住民登録されている者、EUのデジタルCOVID証明書所持者（※日本のワクチン接種証明書とは異なります。）等については、異なる規制が適用されます。 詳細は、スウェーデン警察公式サイト等をご確認ください。 ●9月20日からの入国規制（スウェーデン政府プレスリリース（英語）） https://www.government.se/press-releases/2021/09/amendments-to-the-entry-ban-for-people-travelling-to-sweden-from-certain-countries-outside-the-eueea/ 【外務省海外安全HP（スウェーデン）10月26日更新】 EUのデジタル証明書を所持している渡航者以外、原則として日本からの入国を禁止する。	【外務省海外安全HP（スウェーデン）10月26日更新】 2021年2月6日から、原則として18歳以上の全ての外国人渡航者に対して、入国に際し48時間以内に受検した陰性証明書（注）の提示を義務付ける（ただし、スウェーデンの滞在許可保有者等は例外とする。）。 （注）陰性証明書の要件は以下のとおり。 ・PCR検査、抗原検査、LAMP検査のいずれかであること ・被検者の氏名、検体を採取した日時、実施した検査の種類、検査結果、証明書の発行者が記載されていること ・スウェーデン語、英語、語又はデンマーク語で明確に記載されていること	10月26日	外務省 海外安全HP 大使館からの 安全情報 （スウェーデン） 外務省 海外安全HP （スウェーデン）
フィンランド	×	有効	【在フィンランド日本国大使館9月24日更新】 8月5日、フィンランド政府は日本からの入国規制を8月9日より再開する旨発表しました。フィンランドへの渡航を検討している方は、入国要件等をご確認ください。 https://valtioneuvosto.fi/en/-/1410869/changes-to-restrictions-on-entry-at-external-borders（フィンランド首相府） 【外務省海外安全HP（フィンランド）10月26日更新情報】 日本からの入国を原則禁止する。ただし、有効なワクチン接種証明書（※）を所持する者、EU加盟国・シェンゲン域内国居住者、医療従事者、国際機関従事者、貨物輸送業従事者、その他人道的配慮を要する者等については入国を許可する。 ※ フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。	【外務省海外安全HP（フィンランド）10月26日更新】 ア 日本からの入国に際しては、原則として、有効なワクチン接種証明書（※）を所持している必要がある。 イ 以下のいずれかを提示する場合、入国時及び入国後の検査並びに自己隔離の義務を免除する。 （ア）有効なワクチン接種証明書（2回で有効とされるワクチンについては2回の接種が必要。）（※） （イ）過去6か月以内の新型コロナウイルス感染歴証明書 ウ 以下のいずれかを提示する場合、入国時の検査は免除されるが、入国後3～5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 （ア）2回接種を要する有効なワクチンの1回目の接種が、入国の14日前までに完了していることを示す証明書 （イ）入国前72時間以内の陰性証明書 エ 以上のいずれの書類も提示できない者は、入国時及び入国後3～5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 ※ フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。	10月26日	在フィンランド 日本国大使館 外務省 海外安全HP （フィンランド）

デンマーク	×	有効	【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（デンマーク）10月14日更新】 1 渡航規制（渡航勧告及び入国制限）の正常・簡素化 10月13日、デンマーク外務省は、渡航規制（渡航勧告及び入国制限）の正常・簡素化に関する政党間合意について発表しました。渡航勧告は10月15日から、デンマークへの入国制限の緩和は10月25日から適用されます。 これにより、10月25日以降、日本からデンマークに渡航する場合、ワクチンを接種していない方は、引き続き入国後の検査や隔離を求められますが、これまで求められていた承認に値する入国目的や入国前72時間のPCR検査の陰性結果は不要になるとされています。有効なワクチン接種証明書をお持ちの方は、引き続き検査や隔離などの入国制限は課されないとしています。概要は以下のとおりです。 （1）渡航勧告（デンマークから海外向け・10月15日から適用） ●デンマーク外務省の渡航勧告は、当該国におけるCOVID-19の感染状況ではなく、テロ、戦争、情勢不安等、旅行者にとっての安全要素で色分けされるように正常化される。 ●多くの国において、依然としてCOVID-19の制限が存在する。そのため、デンマーク人旅行者は、今後は、渡航勧告上の安全レベル及び大使館のCOVID-19のウェブページに掲載されている目的地の入国規則を参照する必要がある。 ●ワクチンを接種していない旅行者は、デンマーク帰国後に適用される検査及び隔離要件に関する制限について、<https://en.coronasmitte.dk> で確認することが可能。 ●ワクチンを接種していない者は、ワクチンを接種していなければ入国できない国があるため要注意。 （2）入国制限（外国からデンマーク向け・10月25日から適用） ●EUおよびシェンゲン協定加盟国においては、ワクチン接種完了者、過去に感染した者、陰性結果を有する者は、制限なくデンマークに入国可能となる。その他の者は、デンマーク入国後24時間以内に検査を受ける必要がある。この要件は、デンマーク国籍またはデンマークの永住権を持つ者がデンマークに入国する際にも適用される。 ●全世界において、承認に値する入国目的の要件及び入国前の検査義務が撤廃される。 ●警察によるCOVID-19関連の国境コントロールは終了する。 ●OECD加盟国（日本が該当）、デンマークが（入国を）開放しているEUが発出したポジティブリストの国、EUのコロナ・パスポート制度と引き続き連結している国からのワクチン接種完了者（有効なワクチン接種証明書所持者）は、検査や隔離の必要なくデンマークに入国可能。 ●デンマークが（入国を）開放しているEUが発出したポジティブリストの国から入国するワクチン未接種者は、入国後に検査が必要。 ●その他の国からの旅行者（ワクチン未接種者）は、入国後に検査を受け、隔離する必要がある。 ●クルーズ観光においては、乗船前のコロナパスの要件の他、船内での感染発生に備えてデンマーク上陸前の検査要件が適用される。 日本の各自治体が発行するワクチン接種証明書はデンマークで有効とされていますが、以下の要件に合致している必要があります。 ●氏名、生年月日、ワクチンの種類、ワクチンの接種日が証明書に記載されていること ●欧州医薬品庁（EMA）に認められているワクチン（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ及びジョンソン＆ジョンソン）を接種していること ●ワクチン接種後14日間（2回接種が必要なワクチンは2回目接種から14日間）経過していること ●ワクチンを完全接種後12ヶ月経過していないこと	【外務省海外安全HP大使館からの安全情報（デンマーク）10月14日更新】 10月25日以降、日本からワクチン未接種者がデンマークに入国する場合、承認に値する目的や入国前検査は不要になりますが、入国後24時間以内の検査や隔離は求められるとされています。有効なワクチン接種証明書をお持ちの場合、引き続き検査や隔離などの入国制限は課せられないとしています。	10月14日	外務省 海外安全HP 大使館からの 安全情報 (デンマーク)
-------	---	----	--	---	--------	---

ロシア	△	証明証を求めない。	【在ロシア日本国大使館4月23日更新】 1. ロシア当局は、4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する場合には入国を認めることとなりました。これにより、日本国籍者のロシア入国にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できることになります。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となります。 (4月22日時点での定期便再開国) アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルメニア、インド、ウズベキスタン、英国、エジプト、エチオピア、カザフスタン、カタール、韓国、キルギス、ギリシャ、キューバ、シリア、シンガポール、スイス、スリランカ、セイシェル、セルビア、タジキスタン、タンザニア、ドイツ、トルコ、日本、フィンランド、ベネズエラ、ベトナム、モルディブ 2. ただし、上記1の国のうち、次の国との間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されています。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがあります。ロシアへの再入国用ビザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分にご注意ください。 ・英国 6月1日まで定期便は一時的に停止 ・トルコ 6月1日まで一部を除き定期便は一時的に停止 ・タンザニア 6月1日まで定期便は一時的に停止	【在ロシア日本国大使館4月23日更新】 ロシア入国後の検疫手続きや自己隔離措置については引き続き維持されます。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されますので、空港係官の指示があったら、それに従ってください。 ・継続される検疫措置 - ロシア入国前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 - 労働許可を受けた外国人労働者（HQSを含む）とその家族の入国後14日間の自己隔離実施（注：ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし） ・新たな検疫措置 - 外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査	4月23日	在ロシア 日本国大使館
カナダ	×	有効	【在カナダ日本国大使館10月26日更新】 カナダ連邦政府は、以下の【入国制限とその免除対象】を定めています。 一方で、2021年7月5日23:59(EST)以降、カナダへの入国が許可され、COVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、カナダ到着後の隔離、または8日目のCOVID-19検査を受けるというカナダ連邦政府の検疫措置が免除されます。また、2021年9月7日以降に入国するCOVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、入国制限の免除対象とされます。ご自身が入国制限の免除対象となっているか、その他詳細については以下連邦政府ホームページを必ずご確認ください。○カナダ連邦政府ホームページ<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada> また、2021年10月30日付で、カナダの空港から出発する航空機、VIA 鉄道及びロッキーマウンテン鉄道、クルーズ船の12才以上の乗客についても、搭乗のためにワクチン接種を義務付けられます。○カナダ連邦政府ホームページ<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/10/mandatory-covid-19-vaccination-requirements-for-federally-regulated-transportation-employees-and-travellers.html> 【入国制限とその免除対象】 (1) カナダ連邦政府は、新型コロナウイルス対策として、カナダ国籍者以外（カナダ国籍者の家族及び近親者、カナダ永住者及びその近親者、航空クルー、外交官、米国籍者を除く）の入国を禁止しています。 この渡航制限に関する免除対象（カナダで労働・留学を許可された外国人を含む）は、以下のウェブサイトで公表し、随時更新しています。 ※近親者の定義： ・配偶者またはコモンローパートナー ・Immigration and Refugee Protection Regulations のセクション 2 で定義されている扶養児童、配偶者または慣習法のパートナーの扶養児童 ・Immigration and Refugee Protection Regulations のセクション 2、段落(b)で言及されている扶養児童の扶養児童 ・本人の配偶者または慣習法のパートナーの親または継親 ・保護者または後見人。 ○渡航制限及び免除対象 <https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start?utm_source=canada-ca_imm_travel-restrictions-exemptions&utm_medium=redirect&utm_content=en> ○労働者、留学生、訪問者 <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/visitors-foreign-workers-students.html#restrictions-workers> ○免除の場合の労働許可証等の申請 <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/permit/temporary/need-work-permit-work.html> (2) 5歳以上のすべての航空機によるカナダ入国者に対して、COVID-19陰性証明の提示を義務づけている。	【在カナダ日本国大使館10月26日更新】 カナダ政府は、ワクチン接種を完了していない入国者に対する14日間の自己隔離を義務付けています。また、カナダ入国者が信頼できる自己隔離計画を示せない場合にはホテル等の指定施設で自己隔離を行うことが義務付けられています（罰則あり）。 ○カナダ入国者への義務的要求の更新 <https://www.canada.ca/en/public-health/news/2020/04/government-of-canada-updates-mandatory-requirements-for-travellers-entering-canada.html> ○カナダ国境サービス庁の発表 <https://www.canada.ca/en/border-services-agency/news/2020/06/changes-to-travel-restrictions-for-immediate-family-members-of-canadian-citizens-and-permanent-residents.html>	10月26日	在カナダ 日本国大使館

米国	△	証明証を求めない。	【ESTAオンラインセンター10月28日更新】 米国渡航を検討される方へ 新型コロナウイルス感染拡大による検疫体制の強化に伴い、米国政府は2020年3月より入国条件の変更や制限措置などを施行しています。現地時間の2021年10月27日現在、CDC(アメリカ疾病予防管理センター)は日本の感染警戒基準をレベル3「感染リスクの高い地域」に指定。アメリカと日本を往来する渡航者に対し、引き続き警戒を呼び掛けています。アメリカ政府はESTA(エスタ)による渡航を認めていますが、日本を含む国外からの渡航者は州や地域で施行されている規制の遵守が求められます。ワクチン接種の有無を問わず、大半の州は屋内でのマスク着用を要請しています。また、集会や外出について厳しい措置を講じている州や地域がありますので、渡航を予定している方は事前に確認をお願いします。 日本国籍の方の米国渡航 現地時間の2021年10月25日、米商務省は日本国内の感染状況を鑑みて、渡航警戒基準をレベル3(渡航の再検討を要請)としています。CDC(米国疾病予防管理センター)も日本をレベル3(感染リスクが高い地域)に指定し、往来する渡航者に対し警戒を呼び掛けています。アメリカではワクチン接種が完了した米国民を対象に、入州時の検疫や到着後の自己隔離義務を大半の州で撤廃しました。日本を含む国外からの渡航者は、原則として出発前3日以内に取得した陰性証明書の提示や到着後の自己隔離が求められます。外出時には公共の場でのマスク着用や社会的距離の保持が求められ、自己隔離期間中は原則として外出禁止と健康状態の観察が求められます。アメリカへ渡航する際は滞在先で施行中の規制を事前に確認するようお願いします。なお、日本国籍の方は米国への入国禁止措置の対象外となっていますが、以下に該当する方は米国へ入国することが出来ませんのでご注意ください。 入国に関する注意事項 新型コロナウイルス変異種に対する防疫措置として、2021年1月26日より国外から空路でアメリカへ入国する全ての方は、PCR検査による陰性証明書の提示が義務付けられました。出発前72時間以内にPCR検査を行い、英語表記による陰性証明書の取得をお願いします。過去3か月以内に新型コロナウイルスに罹患し快復した方は、渡航に支障がないことを示す医師による診断書が陰性証明書の代用として認められます。同措置は満2歳以上の渡航者が対象となり、米国民や米国内で乗り継ぎを行う方も証明書の提示が必須となります。	【ESTAオンラインセンター10月26日更新】 現地時間の10月25日、バイデン大統領は国外からの渡航者に新型コロナウイルスワクチンの接種完了を義務付ける大統領宣言に署名。11月8日より施行される入国条件の詳細を発表しました。18歳未満の渡航者と健康上の理由でワクチン接種ができない国外の市民に限り、例外としてアメリカへの入国を認めると説明。2歳から17歳の渡航者は、引き続き出発前3日以内に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書のみ求める方針を明らかにしました。これまで国別に策定していた入国条件はワクチン接種完了に一括化され、入国禁止の対象となっていた中国やヨーロッパなどからの渡航者は入国制限が緩和されるかたります。アメリカ入国が認められるワクチンはFDA(アメリカ食品医薬品局)またはWHO(世界保健機構)が定める6種類を対象とし、渡航する際はワクチン接種完了日から14日以上経過が求められます。11月8日から施行される入国条件の概要は「国外からのアメリカ入国 11月8日よりワクチン接種完了が条件に」<https://esta-center.com/news/detail/022900.html>をご確認ください。今後アメリカへ入国する18歳以上の渡航者は、以下の証明書および事前登録が必須となります。 ・ワクチン接種完了証明書(海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書) ・出発前3日以内に行った新型コロナウイルス検査による陰性証明書 さらに詳しい内容は「国外からのアメリカ入国 18歳未満はワクチン接種義務化の対象外に」<https://esta-center.com/news/detail/023200.html>をご確認ください。 【ESTAオンラインセンター9月30日更新】 アメリカではワクチン接種が完了した米国民を対象に、入州時の検疫や到着後の自己隔離義務を大半の州で撤廃しました。日本を含む国外からの渡航者は、原則として出発72時間以内に取得した陰性証明書の提示や到着後の自己隔離が求められます。外出時には公共の場でのマスク着用や社会的距離の保持が求められ、自己隔離期間中は原則として外出禁止と健康状態の観察が求められます。アメリカへ渡航する際は滞在先で施行中の規制を事前に確認するようお願いします。	10月28日	ESTA オンライン センター
----	---	-----------	---	--	--------	------------------------------------

地域			
ノルウェー領 スバルバル諸島	以下の基準を満たす場合はノルウェー本国を経由することができる。 ・スバルバルの永住者 ・スバルバルでの仕事（スバルバルに関連する実際の職務、研究課題を含む）のための往来。 ・スバルバルで雇用契約、現地雇用者/クライアントまたは協力機関（ニールスンでの活動に関しては、通常ノルウェー極地研究所/キングスベイ社となる）からの証明により職務を文書化できる。 9月25日16:00から、ノルウェー本国からスバルバルへ渡航する前のコロナ検査が陰性であるという必須要件はなくなります。ただし、スバルバルへ行く前にノルウェー本国で入国検疫を実施しなければなりません。	9月24日	スバルバル 知事 ノルウェー 移民局 (UDI)
グリーンランド	ワクチンの完全接種者のみグリーンランドへ渡航でき、15～17歳の子供にも適用される。ただし、グリーンランドの居住者、14歳以下の子供は免除される。9月3日前にグリーンランドへのチケットを購入した、ワクチン未接種または部分接種の15～17歳の子供はグリーンランドへ渡航することができる。この規制は10月31日まで有効。 デンマーク以外に居住する渡航者の入国は、デンマークの入国規則等により決定される。乗り継ぎの規則については、デンマーク渡航者向けサイト<https://en.coronasmitte.dk/travel-rules/covidtravelrules>を確認のこと。 デンマークまたはアイスランドを経由してグリーンランドへ渡航するには以下が必要となる。 ・Personal Location form (SUMUT)へ記入し、グリーンランドへ出発する前に受領確認書を担当者へ提示する必要がある。 ・全ての渡航者（2歳以上、COVID-19に感染したことがない者）は、北欧諸国でグリーンランド出発72時間内に受検したPCRの陰性証明書を提示する必要がある。	10月25日	Visit Greenland (グリーンランド 渡航サイト)
米国アラスカ州	ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者（完全接種）は、受検や自己検疫が求められない。6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。	—	アラスカ州政府
共同利用施設			
ニールスン基地	Kings Bay社は渡航者へ追加の制限を課さないが、一般規則（ソーシャル・ディスタンス、手指衛生等）は適用される。到着後3日間の施設利用制限、食時の提供時間・場所の指定措置は解除された。 ニールスンへの渡航者は、雇用状況とニールスンへ渡航する必要性が記載された雇用主による正式なレターが必要である。NPIはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。サポートレターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国の最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。 ノルウェー行きフライトへ搭乗するために必要な書類については、航空会社へ問い合わせ下さい。	10月25日	Nyalesund Research Station (ニールスン基 地サイト)
スバルバル大学（UNIS）オフィス	現在、平常の運営に戻っている。1mのソーシャル・ディスタンスの規則はなくなったが、手指や咳の衛生を良くし、体調が悪い場合は家に滞在し検査を受けることが重要。 複数人でのオフィス利用も可能である。（10/13UNIS管理担当者からのメール）	10月13日	スバルバル大学
共同研究提携施設			
アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター（IARC）	大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウィルスに関する情報はフェアバンクス校特設ページを参照のこと。	5月25日	アラスカ大学 フェアバンクス校 特設ページ
チェコ・スバボーダ基地 （ロングイヤービン）	6月1日～8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。（Facebookに記載）一部を除き、6月初めより基地を再開。	6月1日	チェコ・ スバボーダ基地
グリーンランド天然資源研究所 （GINR）施設	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	GINR施設
カナダ極北研究ステーション （CHARS）基地	2021年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付ける。申請フォームを期限（2021年6月～2021年10月の利用申請：6月18日、2021年11月～2022年2月の利用申請：8月27日）までに提出する必要がある。	6月3日	カナダ政府
ロシア スパスカヤパッド観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	—	—
カナダ ラバル大学北方研究センター （CEN）	研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、右記サイトの連絡先までメールすること。	—	北方研究センター

※1「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。 渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

[詳細：外務省海外安全ホームページ](#) [感染症危険情報](#)

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

記号	説明
○	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が解除され、入国後の行動制限措置が撤廃されている。
△	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置が解除されているが、入国後の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置および入国後の行動制限措置をとっている。

[詳細：新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置](#)

※日本から帰国される際には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置をご確認下さい。（帰国後の検疫場所が異なりますのでご注意ください）

[詳細：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について](#)

日本-ニールスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日	詳細
日本郵便	EMS	日本からニールスンへの発送が可能。配送期間は3週間程度。9月発送実績あり。 ※配達遅延・引受停止については右記に示す、日本郵便HPからご確認ください。	10月28日	日本郵便 配達引受情報
Posten	国際郵便	ニールスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。6月発送実績あり。 ※発送停止の情報については右記に示す、ノルウェー郵便（Posten）HPからご確認ください。	9月10日	ノルウェー郵便 配送情報
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニールスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。 ※発送に関する情報については、右記に示すBringカスタマーサービスHPからご確認ください。	-	Bring カスタマーサービス
DHL	国際宅配便	日本～ニールスン間の輸送が可能。ただし、国連番号がついている危険品（例:UN1002圧縮空気）は輸送不可。ニールスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。	2020年 11月19日	-
FedEx	国際宅配便	日本～ニールスン間の輸送が可能。国連番号がついている危険品については、往路、復路で発送要件が異なるため現地法人へ確認のこと。	3月25日	-
SAS Cargo	国際航空貨物	7月12日よりスカンジナビア航空は、羽田～コペンハーゲン間の運行を再開。航空貨物代理店より、航空貨物の輸送業務が可能との連絡あり。	7月9日	-